

動・夢・舞 後援会会則

第1条（名称・所在地）

本後援会の名称は、「動・夢・舞 後援会」（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を、札幌市中央区に置く。

第2条（目的）

本会は、よさこいソーランチーム「動・夢・舞」（以下「チーム」という。）継続発展のための支援を行い、チームとともに活動することを目的とし平成29年11月1日に設立する。

第3条（活動の種類）

本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- （1）各種企画運営活動
- （2）各種ボランティア活動
- （3）チーム及び本会の活動の広報・宣伝
- （4）チーム及び本会への加入促進
- （5）チーム及び会員相互の親睦
- （6）その他、目的の達成に必要な活動

第4条（会員）

本会の会員は、次の2種類とする。

- （1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- （2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

第5条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の記載）を提出するものとする。

第6条（会費）

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。なお、年度途中で退会する場合は、年会費の返還はないものとする。

- （1）正会員 年3,000円
- （2）賛助会員 年1,000円（一口）

第7条（退会）

会員は、本人の申し出により任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- （1）本人が死亡したとき。
- （2）会費を2年以上納入しないとき。

第8条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）幹事 若干名
- （4）事務局長 1名

(5) 監事 1名

- 2 第1項に定める役員は、総会において選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条（職務）

会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在時には、それを代行する。
- 3 幹事は、企画運営について立案及び運営を行う。
- 4 事務局長は、本会の会計及び事務を処理する。
- 5 監事は、会務及び会計の状況を監査する。

第10条（総会）

本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。総会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。ただし、会則の改正については、出席者の3分の2以上の賛成により決定されるものとする。

第11条（事業報告及び決算）

会長は、毎会計年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監事による監査を受け総会の承認を得なければならない。

第12条（会計）

本会の会計は、会費及びその他の収入により賄う。

- 2 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、10月31日に終了する。

第 13 条（事務局）

本会の会計および事務を処理するため、事務局を本会所在地に置く。

第 14 条（補則）

本会則に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成 29 年 12 月 10 日から実施する。